

2025年度事業計画書

自 2025年 4月 1日

至 2026年 3月31日

I 概況と基本方針

1. 2024年度の国内経済は、緩やかに回復基調を取り戻しつつも、名目賃金や所得の伸びが物価上昇に追いつかない中で、円安によるコストプッシュ型の輸入物価の上昇への懸念が消費者マインドを委縮させる要因となった。

国際的には、貿易持ち直しなどを背景に底堅い成長を維持してきたが、2025年1月のトランプ大統領就任後の「米国第一主義」への政策変更で、輸入関税の一律引き上げなどで、世界的に貿易コストが増大し経済に悪影響及ぼすことが予測され、今後は国内外の社会・経済ともに予断を許さない厳しい状況にあると推測される。

2. また、ガス業界を取り巻く環境は第7次エネルギー基本計画で、災害の多い我が国では、可搬かつ貯蔵可能なLPガスの安定調達と供給体制確保が示されており、「最後の砦」として重要と位置づけられている一方で、脱炭素化への省エネ努力は勿論として、本格的な脱炭素化が求められている。

3. コミュニティガス事業は、人口の減少に加え住宅着工件数の減少、省エネルギー機器の普及や世帯人数の減少による消費原単位の減少等、引き続き構造的に厳しい環境下にある。

4. エネルギー間競争が増々厳しくなるなか、コミュニティガス事業の保安の確保に向けた対応を図りつつ、基本であるガスの安定供給のための施策により、会員事業者の支援に努めるとともに、今後に向けたあり方を模索しつつ、普及促進策を検討する。

II 事業の概要

上記の基本認識のもと、2025年度においては、以下の諸事業を実施する。

1. ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

(1) ガス事業法における手続等の周知・徹底

- ① 2024年度に発刊された「新版Q&A」及び2022年度発刊の「申請書・届出書記載例（業務編）」を使用した講習会の実施、事業者からの問い合わせ対応し、合わせて、利用者の意見・感想を収集し改定版の作成を検討する。
- ② ガス事業法令集は常備・携行するには、重厚すぎる書籍になっている。またコミュニティガス事業に関係しない法令・条文も多い。コミュニティガス事業に特化した法令集（業務編）を編纂・刊行を検討する。

(2) 経過措置料金規制団地への継続的な対応支援

令和8年度（2026年度）の標準係数改定に向け、準備資料を収集・作成し、当局との協議に入る。

前準備として、スマートメーターの普及、コンビニ払い等支払い手段の多様化、郵送料の値上げ等、コミュニティーガス事業を取り巻く業務内容・諸費用が劇的に変化している。料金制度検討WG開催し、標準係数への反映要否を検討する。

2. CN時代に向けたコミュニティーガスの在り方に関する情報の収集及び紹介

グリーンLPガス、水素混焼等の脱炭素・低炭素化に関する調査・研究事例及び省エネルギーに資する配送効率化等の取組み事例の収集を継続する。

コミュニティーガス団地における省エネ活動を、地域や事業者のカーボンオフセットに利用する方策があるか調査する。

3. 保安規制遵守のための周知・啓発

コミュニティーガス事業における技術・保安の規制内容に関し、会員事業者に対し、「新版Q&A」も活用し保安講習会等で周知を図る。

また、技術・保安関係図書類の改訂を適宜実施し周知啓発する。

4. ガス事故防止対策

ガス事故の撲滅に向けて、ガス安全高度化計画2030（以下、ガス安全高度化計画という。）を踏まえ、「コミュニティーガス事業の事故事例集（2010年から2019年）」や昨年度発行した「コミュニティーガス事業 保安教育の手引き」等各種資料を活用し保安の確保に努めるよう会員事業者に引き続き啓発する。保安教育の手引きには、保安教育用資料としてガス事故防止、ガス工作物の維持管理並びに災害対策等を含めた14テーマの電子ファイルを参考例として収録しているため、併せて活用を促す。

また、技術委員会においてガス事故事例研究を引き続き実施し、その内容を会員事業者へ情報提供することにより、事故防止を図る。

さらに、ガス事故防止全般に関し、関係団体とも連携し効果的な広報活動に努める。

(1) 製造段階・供給段階における事故防止

① 特定製造所内でのヒューマンエラーに起因する供給支障事故の防止対策

ガス安全高度化計画に示された「作業ミス低減のための教育・訓練」について、実習も含め実効性のある保安教育を行うよう会員事業者に引き続き保安講習会等を通じて啓発する。

ヒューマンエラーに起因するガス切れや誤操作等については、自社のみならず委託先の従業員も含めた特定製造所等の現場での訓練を徹底する等、実践的な教育を実施するよう会員事業者に引き続き保安講習会等を通じて要請する。

② 他工事に絡む事故防止対策

ガス安全高度化計画に示された「需要家敷地内対策」・「道路対策」等、引き続き、需要家及び他工事業者への周知・啓発により工事照会を得て、当該工事の際は保安規程に定める「他工事協議巡回立会要領」に基づく事前協議や立会等の徹底を保安講習会等を通じて要請する。

また、例年国から発出される「建設工事等におけるガス管損傷事故防止について」のほか、昨年発生した死傷者を伴う他工事事故に関する注意喚起・要請を受けた内容も改めて会員事業者へ周知することにより、類似事故の防止について啓発する。

③ 導管工事における事故防止対策

火傷や酸欠等人身事故防止を含め、適切な工事管理、施工方法等を実施するよう、引き続き各事業者による保安教育の徹底について、他工事に絡む事故防止対策と同様に、保安講習会等を通じて要請する。

特に昨年は、ガス管切断作業に伴う酸欠による死亡事故が発生し、国から受けた注意喚起・要請について、その内容も踏まえ啓発する。

(2) 消費機器に係る事故防止

① 保安業務規程に基づく確実な業務遂行

消費機器に係る事故防止を促すため、保安業務規程に基づき、消費機器に係る保安業務の確実な遂行に関し、保安講習会等を通して要請する。

② 需要家宅におけるCO中毒事故の防止対策

不完全燃焼防止装置が付いていない湯沸器、ふろがま、金網ストーブ等について、安全型消費機器への取替えを引き続き要請するとともに、警報器類の設置促進を図る。

③ BF式ふろがまの異常着火事故の防止対策

BF式ふろがまの異常着火事故の再発防止に対しては、以前実施した保安向上キャンペーンにおけるツール等を踏まえ、需要家への正しい使用方法の周知や最新型機器への取替えの要請を引き続き実施する。その際、会員事業者においては、特定商取引法等を遵守して行うよう啓発する。

④ 飲食店、旅館・ホテル等の業務用厨房機器に係る事故防止対策

会員事業者には、保安講習会等を通して、飲食店、旅館・ホテル等のオーナーに対し、ガス機器の安全使用、安全型機器への取替え及び警報器類の設置を勧めるよう啓発する。

5. 保安関係諸運動の展開

(1) 保安点検検査推進運動（運動期間：通年）

ガス工作物の点検・検査体制の再点検及び自社・協力会社の従業員の保安教育・訓練実施について、ポスター掲示等によるキャンペーンを行い、確実な保安点検検査の意識向上に努める。

(2) 「ガスと暮らしの安心」運動（運動期間：9月から11月まで）

ガス需要期を前に経済産業省の後援のもと、需要家に対してガス展等を通して、①ガス機器の正しい使い方の周知、②安全型機器の普及等を図るべく、ポスター掲示、チラシ配布、説明会等によるキャンペーンを（一社）日本ガス協会と協調して行う。

(3) ガス警報器等設置促進運動（運動期間：通年）

ガス警報器工業会と連携し、引き続き警報器全般（ガス警報器、CO警報器及び火災警報器）の設置に関し、ポスター掲示による需要家への周知及び保安講習会等を通して、

会員事業者への啓発を行い、普及促進に努める。

6. ガス工作物の維持管理

(1) ガス工作物の維持管理

引き続き、保安規程に定めるガス工作物の巡視・点検・検査を適確に実施し、ガス工作物が技術基準に適合するよう維持管理に努めること、また、その際には、通信等によりガス工作物の運転又は操作を行っている場合には、サイバーセキュリティ対策についても確実に実施することを要請する。

(2) 保安管理状況チェックシート（仮称）の作成

当局の立入検査での指摘を踏まえ、ガス事業法で保安規程や保安業務規程の届出、ガス工作物に対する技術基準並びにコミュニティーガス事業に係る定期報告等が義務付けられているため、それらを一元的に管理し保安の見える化を図るべく、保安管理状況チェックシート（仮称）として、普段からの維持管理、並びに、ガス事業法に規定される立入検査を受ける際の事前の自社チェックにも活用することで、保安の高度化に資するよう当該シートの作成に着手する。

(3) 経年埋設管の計画的改修

導管の改修については、保安規程に定めるとおり、優先順位付け等の計画に基づき実施する。なお、需要家の所有又は占有する導管については需要家資産であることから、各種業務機会を捉え、粘り強く折衝し、改修を実施する。

7. 防災体制の整備・充実

(1) 自然災害への対策

自然災害の激甚化が懸念される昨今の状況を鑑み、自然災害への備えとして、「災害対策マニュアル」を通じて、平時の備えから災害発生時の対応まで保安の向上に努めるよう引き続き要請する。その際には、各々の団地の特徴を踏まえた状況に応じた不断の備えを充実させ、更なる災害対策に向けた対応能力の維持・向上を図る。

(2) 地震対策等実施状況の調査結果のフィードバック

2017年度に地震や風水害等への対策状況を会員事業者へ調査を実施したが、2022年度に災害対策マニュアルを発刊したことを踏まえ、昨年度、再度調査を実施した。会員事業者から報告のあった地震や風水害への対策状況を取りまとめたので、その調査結果を保安講習会等の機会を通じて、会員事業者へフィードバックすることにより、各社における実効性のある災害対策がとれるよう啓発する。

(3) 防災体制の整備と防災訓練の実施

① 過去の震災等の教訓を踏まえ、自然災害に係るハザードマップに基づき、事業者、地域防災会、支部及び本部が一体となった防災体制の再確認を行うとともに、確実な連絡・通信手段の確保等、連絡体制の整備について、引き続き周知・要請する。

② 会員事業者、地域防災会及び支部が一体となった防災訓練を実施する。実施にあたっては、形式的なものとすることなく、段階的に錬度を上げる等、不測の災害に適

切に対応できるよう啓発する。

8. 経営基盤の強化

(1) コミュニティーガスの認知度向上

① 需要家に対するコミュニティーガス認知度向上施策継続

「認知度向上ポスター（仮題：グリーンLPガスへの様々な取組み）」を企画し、作成・発行する。

② 液石専業事業者に対するガス事業法のコミュニティーガス事業に関する情報提供

「新版Q&A」冒頭の【序章】を利用し、液石専業事業者にも理解して頂く方策を検討・実施する。

③ 住宅建築関係団体との需要開発に資する情報交換継続

日団協あるいはコラボを通じて住宅建築関係団体との交流機会は増加している。これからも自然災害に強く、被災時の避難生活における主要なエネルギーであり、回復も早い、LPガスのコミュニティーガス事業の活用を提案する。

(2) コミュニティーガスの需要促進

① 建替・リフォーム時のガス需要確保と機器販売促進等のための情報収集・発信

LPガス業界におけるCNトランジション期間の主要テーマは、「省エネ」と「燃転」になっている。LPガス事業者は需要家に省エネの必要を説明し、高効率機器の利用を薦めることになる。一方でCO₂排出量の多い「灯油・A重油」機器からLPガス機器への転換を進めることで、CO₂排出量の削減を行うとともに、LPガス需要の維持・向上を図ることとなる。

高効率機器としては、エコジョーズ・ハイブリッド給湯器、エネファームが挙げられる。コラボでは日本ガス石油機器工業会と協力して、環境省のデコ活の活用も視野に入れ、主に既設集合住宅におけるエコジョーズ普及のため、ドレン水の雨水処理を認めていない自治体が雨水処理を認めるための活動を行っており、全自治体で雨水処理が認められるよう活動を継続する。

また燃転活動では、コミュニティーガスの場合、家庭用需要が大部分を占めるため、ファンヒーター等の灯油機器をLPガス機器に置き換える、下取りセール等が有効と思われる、これに資する方策を検討する。

② 会員事業者による顧客接点強化活動の推進支援

既に作成済みのパンフレット等は支部の要請に応じ増刷する。

③ 新たな普及促進につながる情報提供

電力・ガス取引等監視委員会事務局の制度設計専門会合や資源エネルギー庁のガス

事業制度検討WG、あるいは日団協・コラボの諸会議等で入手した情報で、会員事業者に資すると思われるものについては、協会HPや業務委員会を通じて提供する。

9. 行政施策に対する協力及び関係団体との連携

- (1) 行政当局の施策やそれに伴う要請等に対処・協力し、会員事業者に対する周知を図る。
- (2) (一社)全国LPガス協会、日本LPガス協会、(一社)日本ガス協会、(一財)日本ガス機器検査協会等の関係団体の活動に委員を派遣する等、必要な連携協力を行う。

10. 表彰等

- (1) ガス保安功労者表彰の受賞候補者を選考し、経済産業省に推薦する。
- (2) 2025年度に設立55周年を迎えることから記念表彰を行う。
- (3) 協会活動を通じて顕著な功労のあった者等を対象として表彰を行う。
- (4) 永年に亘り協会事務局の業務に精励した者を対象として表彰を行う。

11. 協会運営と広報活動

- (1) コミュニティーガスの認知度の向上のため、ホームページの一層の充実やパンフレットの活用による、住宅生産団体連合会などへのコミュニティーガスのPRを行う。
- (2) 協会報「コミュニティーガス・ニュース」を作成・配布して、タイムリーな情報の収集・提供に努める。
- (3) 業界専門紙等に対する的確な情報の提供を図り、広くコミュニティーガス事業の魅力やトピックスのアピールに努める。
- (4) 事務局長会議を通じ、本支部間の連携を密にし、一体感のある協会運営を図る。

以 上